

第 54 期令和 3 年度第 2 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 3 年 7 月 19 日 (月) 10:00～
高松サンポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

(2) 賃金改定状況調査結果の訂正について

(3) 香川県最低賃金改正に対する意見について

(4) その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

資料No.1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

資料No.2 賃金改定状況調査結果の訂正について

資料No.3 「2021年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書」

香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 安部 行洋

資料No.4 「2021年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

—最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を—

香川県労働組合総連合（香川県労連） 女性部長 中平 朋子

資料No.5 「2021年度香川県最低賃金改定に対する意見書」

日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 森 信夫

資料No.6 「令和3年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書」

香川県経営者協会 会長 本田 典孝

資料No.7 「香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について」

香川県タクシー協同組合 理事長 岩崎 康誠

資料No.8 委員からの追加要望資料

職業別 求人賃金、求職者希望賃金（2021年5月分）香川労働局職業安定部

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウィルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組」む方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参照することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウィルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人工費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記1の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙1と同じ）

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No.1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	〔正〕	〔誤〕
Aランク	<u>0. 5 %</u>	← <u>0. 3 %</u>
Bランク	<u>0. 1 %</u>	← <u>-0. 1 %</u>
Cランク	<u>0. 5 %</u>	← <u>0. 6 %</u>
Dランク	<u>0. 3 %</u>	← <u>0. 4 %</u>
ランク計	<u>0. 4 %</u>	← <u>0. 3 %</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	〔正〕	〔誤〕
Aランク	<u>1. 5 %</u>	← <u>1. 4 %</u>
Bランク	<u>0. 7 %</u>	← <u>0. 4 %</u>
Cランク	<u>1. 3 %</u>	← <u>1. 5 %</u>
Dランク	<u>0. 8 %</u>	← <u>0. 9 %</u>
ランク計	<u>1. 2 %</u>	← <u>1. 2 %</u> ※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

別紙1

性 別 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月																	
			R 2年 6月	R 3年 6月																												
A	1,464	0.5	1.5	1,533	1,556	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9	
男	B	1,314	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
女	C	1,276	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
計	D	1,211	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計		1,349	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
A	B	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
男	C	1,525	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
女	D	1,424	0.2	0.5	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
計		1,582	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
A	B	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7	
男	C	1,106	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
女	D	1,053	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計		1,175	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

令和3年調査結果

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 格 ランク	産業計		製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）									
	1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月		1時間当たり賃金額 R 2年 6月		1時間当たり賃金額 R 3年 6月									
		賃金上昇率 R 2年 6月		賃金上昇率 R 3年 6月																																
A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9				
男	B	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2				
女	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3			
計	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7			
計	A	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2			
男	B	C	D	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
男	B	C	D	A	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
男	B	C	D	A	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
男	B	C	D	A	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,295	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	A	B	C	D	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,564	1,560	0.4	1.0
女	B	C	D	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
女	B	C	D	A	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
女	B	C	D	A	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
女	B	C	D	A	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	A	B	C	D	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額			
	R 2年 R 3年 6月																	
A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170
B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	0.0	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143
C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040
D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122
A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492
B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421
C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230
D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257
計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372
A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077
B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999
C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944
D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946
計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020

(単位：%)

令和3年調査結果

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

業態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額				
	R 2年 R 3年 6月																		
一般 バ ト	A 1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	
	B 1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	
	C 1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	
	計 D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059
一般 バ ト	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,116
	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230
一般 バ ト	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358
	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999
一般 バ ト	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年	(%)
男性	42.6	42.3	
女性	57.4	57.7	

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年	(%)
男性	42.6	42.3	
女性	57.4	57.7	

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年	(%)
男性	42.2	43.1	
女性	37.6	38.6	

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年	(%)
男性	47.2	46.7	
女性	52.8	53.3	

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業・小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月																	
A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	0.2	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)	
男	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
女	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
計	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,282	1,283	1.7	(2.0)
計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)	
A	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
B	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,898	1.8	(0.2)
男	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
D	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,401	2.5	(1.9)
計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)	
A	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
B	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
女	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
D	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)	

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額	
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月
A 1,589 1,611 1.4	1.3	1,470 1,489 1.3	0.9	1,626 1,644 1.1	0.9	1,898 1,918 1.1	(0.2)	1,244 1,276 2.6	1.2	1,365 1,391 1.9	(0.2)	1,486 1,506 1.3	3.3	1,712 1,728 0.9	0.9	(0.2)
男 B 1,458 1,464 0.4	0.8	1,401 1,401 0.0	0.5	1,486 1,488 0.1	0.7	1,792 1,786 -0.3	(0.9)	1,106 1,129 2.1	1.8	1,110 1,123 1.2	(0.9)	1,363 1,383 1.5	0.6	1,603 1,623 1.2	1.2	(0.9)
女 C 1,359 1,380 1.5	1.1	1,341 1,351 0.7	0.9	1,389 1,408 1.4	1.0	1,656 1,700 2.7	(0.1)	1,067 1,095 2.6	2.3	1,236 1,233 -0.2	(0.1)	1,258 1,267 0.7	2.3	1,348 1,366 1.3	1.3	(0.1)
計 D 1,230 1,241 0.9	1.9	1,163 1,182 1.6	1.4	1,268 1,266 -0.2	1.5	1,497 1,518 1.4	(2.0)	994 1,008 1.4	3.1	1,045 1,052 0.7	(2.0)	1,203 1,220 1.4	2.2	1,262 1,283 1.7	1.7	(2.0)
計 1,455 1,472 1.2	1.3	1,381 1,393 0.9	0.9	1,487 1,499 0.8	0.9	1,770 1,790 1.1	(0.6)	1,132 1,158 2.3	1.7	1,247 1,262 1.2	(0.6)	1,367 1,384 1.2	2.2	1,540 1,558 1.2	1.2	(0.6)
A 1,856 1,874 1.0	0.9	1,671 1,689 1.1	1.0	1,848 1,865 0.9	0.5	2,256 2,287 1.4	(-0.2)	1,441 1,448 0.5	1.7	1,539 1,546 0.5	(-0.2)	1,708 1,715 0.4	3.5	1,882 1,893 0.6	0.6	(-0.2)
B 1,763 1,769 0.3	0.4	1,648 1,643 -0.3	0.1	1,759 1,760 0.1	0.7	2,142 2,150 0.4	(0.2)	1,246 1,270 1.9	-0.1	1,193 1,202 0.8	(0.2)	1,530 1,547 1.1	1.1	1,885 1,918 1.8	1.8	(0.2)
男 C 1,637 1,657 1.2	0.7	1,573 1,582 0.6	0.7	1,655 1,677 1.3	0.5	1,910 1,955 2.4	(-0.3)	1,233 1,241 0.6	2.6	1,486 1,496 0.7	(-0.3)	1,419 1,415 -0.3	3.6	1,526 1,537 0.7	0.7	(-0.3)
D 1,462 1,472 0.7	1.4	1,349 1,369 1.5	1.0	1,497 1,495 -0.1	1.6	1,669 1,712 2.6	(1.9)	1,157 1,144 -1.1	1.2	1,178 1,179 0.1	(1.9)	1,310 1,323 1.0	-0.4	1,396 1,431 2.5	2.5	(1.9)
計 1,730 1,745 0.9	0.8	1,601 1,612 0.7	0.7	1,739 1,751 0.7	0.7	2,053 2,085 1.6	(0.2)	1,310 1,318 0.6	1.3	1,409 1,416 0.5	(0.2)	1,541 1,550 0.6	2.3	1,740 1,758 1.0	1.0	(0.2)
A 1,355 1,379 1.8	1.9	1,171 1,191 1.7	1.3	1,340 1,359 1.4	1.8	1,599 1,612 0.8	(1.1)	1,179 1,219 3.4	1.1	1,265 1,301 2.8	(1.1)	1,440 1,461 1.5	3.4	1,426 1,450 1.7	1.7	(1.1)
B 1,199 1,209 0.8	1.7	1,060 1,066 0.6	1.6	1,210 1,214 0.3	1.4	1,401 1,392 -0.6	(1.9)	1,060 1,082 2.1	3.2	1,069 1,082 1.2	(1.9)	1,322 1,342 1.5	0.4	1,269 1,281 0.9	0.9	(1.9)
女 C 1,116 1,141 2.2	2.0	1,003 1,017 1.4	1.6	1,110 1,130 1.8	2.8	1,284 1,333 3.8	(0.5)	1,008 1,041 3.3	2.1	1,112 1,110 -0.2	(0.5)	1,228 1,238 0.8	2.1	1,162 1,183 1.8	1.8	(0.5)
D 1,047 1,060 1.2	2.4	938 965 2.3	1,066 1,066 0.0	1.7	1,205 1,222 1.4	(1.9)	956 973 1.8	3.4	938 951 1.4	(1.9)	1,175 1,193 1.5	2.8	1,091 1,105 1.3	1.3	(1.9)	
計 1,220 1,240 1.6	1.9	1,070 1,086 1.5	1.6	1,210 1,223 1.1	1.9	1,461 1,476 1.0	(1.3)	1,076 1,106 2.8	2.0	1,154 1,175 1.8	(1.3)	1,330 1,348 1.4	2.3	1,271 1,291 1.6	1.6	(1.3)

令和2年調査結果

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額																	
	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月																
A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
B	1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)	
C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
B	1,060	1,072	1.1	1.1	937	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

【訂正前】第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

事業形態	産業別										業種別										サービス業(他に分類されないもの)											
	製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業					宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉						
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額	1時間当たり賃金額		賃金上昇率				
一般 バ ト 合計	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月												
	A 1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B 1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C 1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D 1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

		(%)	
	令和元年	令和2年	
	42.8	44.1	

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

		(%)	
	令和元年	令和2年	
	38.1	39.4	

2 男女別労働者数比率

		(%)	
	令和元年	令和2年	
男性	42.0	41.9	男性
女性	58.0	58.1	女性

		(%)	
	令和元年	令和2年	
	46.1	45.8	男性
	53.9	54.2	女性

賃金改定状況調査の集計誤りについて

別紙2

- 賃金改定状況調査の集計に当たつては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行つている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業」(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行つた際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤ったため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで

サンプル労働者数		(復元)				母集団労働者数	
E	製造業	A	B	C	D	E	製造業
I	卸売業、小売業	A	B	C	D	I	卸売業、小売業
M	宿泊業、飲食サービス業	A	B	C	D	M	宿泊業、飲食サービス業
P	医療、福祉	A	B	C	D	P	医療、福祉
その他のサービス業		X				X	
L	学術研究、専門・技術サービス業	A	B	C	D	N	生活関連サービス業、娯楽業
N	生活関連サービス業、娯楽業	A	B	C	D	P	医療、福祉
R	サービス業(他に分類されないもの)	A	B	C	D	R	サービス業(他に分類されないもの)

令和2年、令和3年

サンプル労働者数		(復元)				母集団労働者数	
E	製造業	A	B	C	D	E	製造業
I	卸売業、小売業	A	B	C	D	I	卸売業、小売業
M	宿泊業、飲食サービス業	A	B	C	D	M	宿泊業、飲食サービス業
P	医療、福祉	A	B	C	D	P	医療、福祉
X		X				X	
L	学術研究、専門・技術サービス業	A	B	C	D	N	生活関連サービス業、娯楽業
N	生活関連サービス業、娯楽業	A	B	C	D	P	医療、福祉
R	サービス業(他に分類されないもの)	A	B	C	D	R	サービス業(他に分類されないもの)

(アルファベット順)

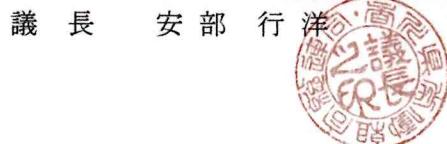
(令和元年までと同じ順番)

2021年7月9日

香川労働局長
松瀬 貴裕 様
香川地方最低賃金審議会会長
柴田 潤子 様



香川県労働組合総連合(香川県労連)



2021年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書

香川地方最低賃金審議会の各委員、並びに香川労働局の皆様に於かれましては、最低賃金法第1条(目的)の主旨に則り、労働者の労働条件改善と生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展に寄与するべくご尽力されていること。また、昨年の香川最低賃金改定に向けては、コロナウイルス感染症の拡大防止対策が、世界全体の経済状況に大きく影響し、中央最低賃金審議会が目安額を示せない状況となりましたが、香川地方の最低賃金額を820円へ2円引き上げる答申を出された英断に、敬意を表します。

しかし、コロナウイルス感染症の影響は、異種株の発生などで長期化が予想され、今までの現実社会の運営や経済活動のあり方では、一般消費を支える労働者の雇用と収入の悪化は明確であり、日本の現実経済が復興できるのかも予測出来ない状況です。国内の消費支出を改善する方策を持たなければ、国民経済の健全な発展に寄与すると言う最低賃金法第一条の主旨に則したことならないと思料します。

については、現状の国内・香川県内に現れている課題・問題にも触れながら、最低賃金の改定に向けて考慮していただきたい事項を、下記のとおり提出するものです。

記

1 最低賃金引上げの3つの視点

① コロナ禍の現実社会を支える非正規雇用労働者の雇用と収入の改善

第1の視点は、非正規雇用労働者の賃金が、最低賃金額に近づく状況が拡大していることです。特に、感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワーカーの多くを支える低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者に顕著に現れています。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のデータを分析した結果を図-1・図-2に示します。

産業別非正規労働者比率(2020年)

産業別	非正規率(%)
農業・林業	53.7
製造業	25.3
卸売業・小売業	49.3
宿泊業・飲食サービス業	74.8
生活関連サービス業・娯楽業	56.5
医療・福祉	38.4
教育・学習支援	39.6
上記以外のサービス業	48.9
公務	17.8

(総務省統計局「労働力調査」より全労連作成)

例えば、スーパー・コンビニなど小売業で働く労働者の22.7%・約130万人が最低賃金×1.15未満の低賃金で働いています。また、コロナ禍での重要職種である医療・福祉で働く方々の6.6%・約30万人も最低賃金近傍の低賃金となっており、これら労働者は年々増加しています。

また、これら最低賃金近傍で働く労働者の多くが女性(22.51%・約301万人で男性の2.7倍、女性パート労働者の41.20%・約238万人で男性の3.5倍)であることも注視すべきです。

最低賃金の改定額が非正規雇用労働者の生活実態に直接影響を及ぼしており、これらの方々の不安定雇用と収入を改善すること無くして、コロナ禍を乗り切ることはできません。

図-1 最低賃金近傍で働く労働者の割合（産業大分類）

- エッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多い。卸売・小売業で働く労働者の22.71%(約129万人)、宿泊・飲食サービス業の39.95%(約74万人)、医療・福祉の6.6%(約30万人)、運輸業・郵便業の10.78%(約24万人)は最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。

最低賃金近傍で働く労働者とは、最低賃金 × 1.15 未満の者

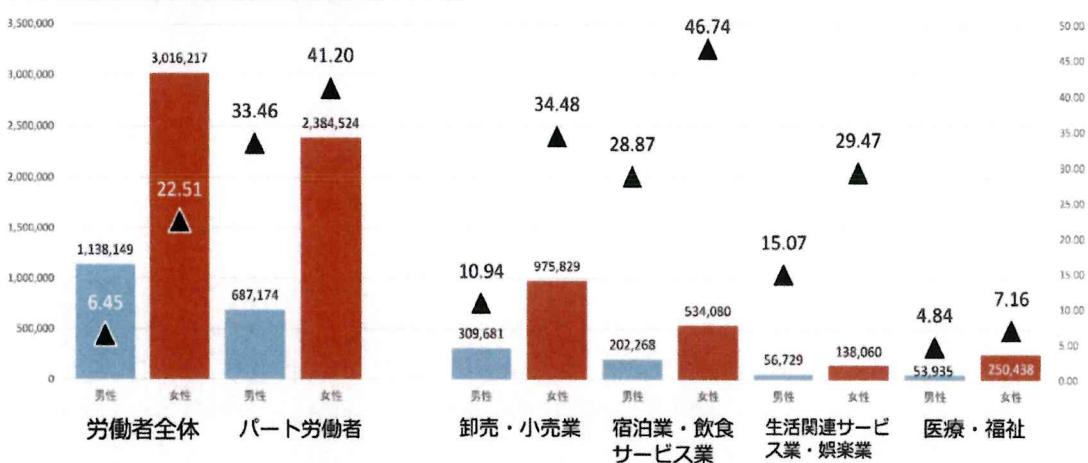


出典 2014年版の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のデータで分析。JILPT 資料シリーズNo.177 (2016.5.30発行) の資料より展開

図-2 最低賃金近傍で働く労働者の割合（産業大分類）

- 女性労働者の22.51%(約301万人、男性の2.7倍)、女性のパート労働者の41.20%(約238万人、男性の3.5倍)が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。
- 産業別では、いわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多い。卸売・小売業で働く女性労働者の34.48%(約98万人)、宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%(約53万人)が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。

最低賃金近傍で働く労働者とは、最低賃金 × 1.15 未満の者



出典 2014年版の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のデータで分析。JILPT 資料シリーズNo.177 (2016.5.30発行) の資料より展開

② 悪化した現実経済の復興は、賃金改善による地域循環型経済の確立で

第2の視点は、コロナ禍で悪化した現実社会の経済復興は、地域循環型経済を確立することが必要だと言うことです。

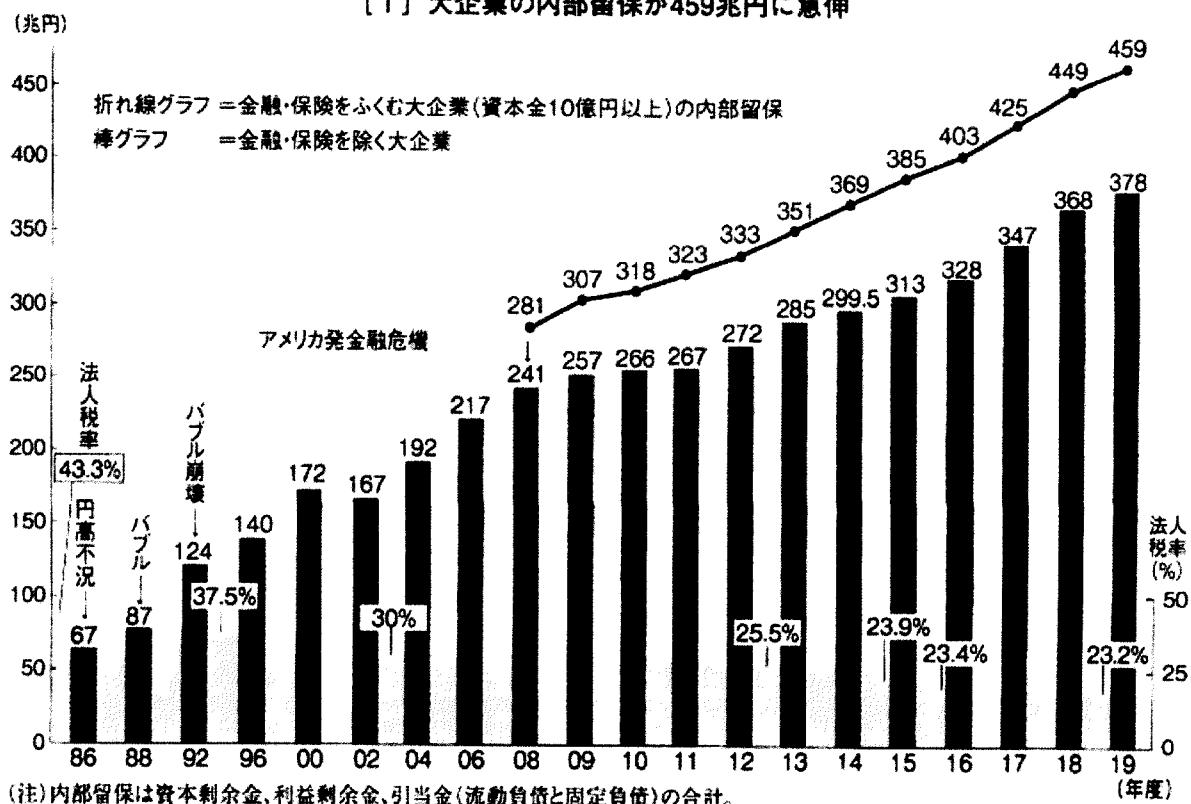
コロナウイルス感染症の対策は、異種株の発生など長期化が予想されます。そのため、国・地方自治体の財源だけに頼った補助や支援だけでは、税収低下により財政破綻の危険性さえあります。現実社会では、直接的な補助等が必要な業種(飲食・観光業など)もあるため継続は必要ですが、経済悪化の一部を補完するだけで、経済復興を目指した対策とは言えません。コロナ禍のいま、現実社会における地域経済をどのように再生・復興するのかが問われています。

国内総生産の6割を占める一般消費は、地方の実態経済に占める比率がさらに増加するため、コロナ禍で一般消費が低下したままでは、地域経済の再生・復興や地方自治体の税収増加はありません。地方の一般消費を増やすには、消費者の懐を温める収入改善が必要であり、収入に占める消費支出割合の高い低所得者層の収入(賃金額)を増やすことが最善の特効薬です。

コロナ禍でも儲かっている業種も多く、リーマンショック以後に蓄財(内部留保)を増加させる大企業が多々あります。資本金10億円以上の大企業の内部留保は、2019年までの「法人企業統計年報」によれば、459兆円(金融・保険業を除くと378兆円、内有価証券281兆円)にも達しています。この国家予算の約4年分にも達する内部留保を、賃金引き上げや下請単価の改善に回せば、一般消費は大幅に改善すると考えられます。いまこそ、低所得者の収入改善による格差是正と、賃金底上げと中小企業支援による地域循環型経済を確立が必要です。

図-3

[1] 大企業の内部留保が459兆円に急伸



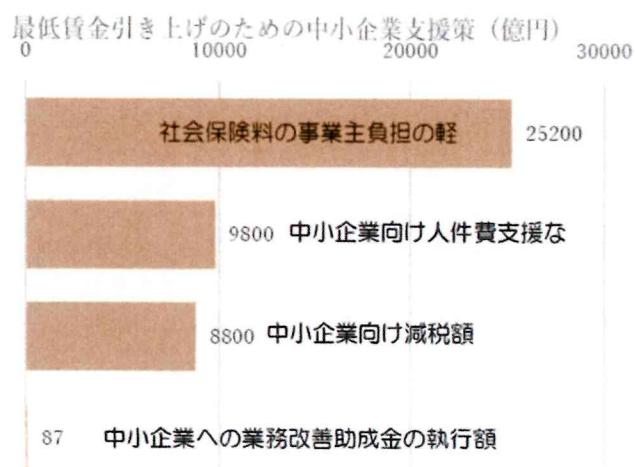
③ 先進国で当たり前の経済対策、最低賃金引き上げと中小企業支援のセット

第3の視点は、欧米ではコロナ後の経済回復を見据えて最低賃金の引き上げを行うと同時に、中小企業の直接支援を行っているということです。

米国では、バイデン大統領が連邦政府と契約する企業の最低賃金を時給 10.95 ドル(約 1194 円)から 15 ドル(約 1635 円)に引き上げる大統領令に署名しました。フランスは、2021 年 1 月に全国一律の最低賃金額を 9.76 ユーロ(約 1288 円)から 10.03 ユーロ(約 1324 円)に引き上げました。ドイツは、2021 年 1 月に 9.5 ユーロ(約 1254 円)へ引き上げ、同年 7 月には 9.6 ユーロ、2022 年 1 月には 9.82 ユーロ、7 月には 10.45 ユーロ(約 1379 円)への引き上げを決定しました。イギリスでも、2021 年 4 月から成人(25 歳以上)の最低賃金が 8.72 ポンド(約 1334 円)から 8.91 ポンド(約 1363 円)に引き上げました。

また、最低賃金の引き上げが経営負担となる中小企業に対して、国策として、様々な直接支援策を行っています。

例えば、フランスは、社会保険料の事業主負担を軽減するため、2兆 5200 億円も予算計上しています。お隣の韓国は、2017 年からの 5 年間で、9800 億円もの人件費を直接支援しています。アメリカではリーマンショック後 5 年間の経済対策で 8800 億円もの中小企業減税を実施しています。



しかし、日本では、バブル崩壊・リーマンショックに続きコロナ禍でも、多くの非正規雇用労働者が職を失う状況が改善されず、賃金抑制(最低賃金も据え置き)が「経済復興」の足かせとなり、国民の消費購買力を低下させ長期デフレから抜け出せません。

また、最低賃金に近い賃金額の改善を目指した「業務改善助成金」制度は、賃金改善に対する直接的な助成ではなく、人件費以外の設備投資への助成制度のため、中小企業にとっては人件費と設備投資の二重投資が必要であり、制度自体が利用されない状況が続いています。

コロナ後の経済復興は、賃金を抑制する「誤り」を繰り返えさず、諸外国の経済対策も考慮し、消費購買力を改善するための賃金改善、特に、最低賃金の引き上げが望まれます。

また、香川労働局には、以下 2 点について、上部機関への上申を要望します。

- 1)、利用実績が少ない「業務改善助成金」制度を改善し、賃金改善以外の設備投資に関係なく最低賃金の改善を実施した企業に直接給付できる制度への改正を要望します。
- 2)、社会保険料(特に雇用保険、労災保険)の事業主負担額の減免について要望します。社会保険料は、労働者との折半が原則ですが、労災保険は事業主だけ、雇用保険の一部も事業主だけの負担となっています。保険料を国が負担する軽減措置は技術的・事務的にも困難性が高いことから、失業者に対する給付改善・助成金の拡充するため国庫負担を拡大してください。また、雇用安定事業として徴収する事業主負担分は、中小企業を免除対象としてください。

2 最低賃金の議論に必要な資料について

① 最低賃金額の議論に経済効果資料の追加を

最低賃金額の検討で考慮する事項は、最低賃金法第9条第2項に「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮」、同条第3項で「生活保護に係る施策との整合性に配慮」となっており、それに必要な資料として、明確な統計資料や法定算出方法がある労働者の生計費と賃金及び生活保護費が示されていますが、賃金支払能力については、明確な統計資料が無く、経済指標を代用している状況と思われます。

景気状況で最低賃金の改定額を議論すると、景気が悪ければ最低賃金の引き上げ議論(個人消費を改善する議論)はし難いですが、「最低賃金をいくら引き上げると、どれくらい経済効果があるのか。」が判れば、議論の幅も広がり、最低賃金法第1条(目的)に示す「国民経済の健全な発展に寄与する」ことにもなると思います。

最低賃金額を1500円にした場合の経済効果の試算を、「労働運動総合研究所」が2021年1月に発表しており、その資料を表-1に示します。最低賃金を1500円に引き上げれば国内生産額を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人もの新たな雇用を生み出し、税収も2.48兆円増加させる結果となっています。

労働組合に近い研究機関の試算では、信頼性を疑問視される向きもあると思われますが、各県で4~5年毎に「香川県産業連関表」を発表しており、「賃金を引き上げた場合の経済効果」の試算要請に対し、「現状の賃金構造の詳細資料があれば試算は可能」と返答いただいた県もあります。

労働局より「賃金構造詳細資料」を提供し「経済効果調査」を依頼すれば、香川県でも対応していただけると思われます。是非とも、香川県に「賃金を引き上げた場合の経済効果」の試算を依頼することをご検討ください。

表-1 最低賃金1500円の経済効果試算(労働総研 2021年1月)

	必要な原賃 金増加 額	不要不急の 内部留保に 占める割合	経済効果		雇用増	税収増
			国内生産 額発額	付加価値 額発額		
働くルールの確立	15.14	3.79	15.35	7.47	567.33	1.43
不払い労働根絶	9.98	2.50	10.12	4.92	368.14	0.94
年休完全取得	4.79	1.20	4.86	2.36	187.46	0.45
週休2日制完全実施	0.37	0.09	0.38	0.18	11.74	0.03
非正規の正規化	9.90	2.48	15.55	7.54	98.68	1.44
最賃を時給1500円に引き上げ	17.00	4.25	26.70	12.95	169.45	2.48
賃金水準を2000年まで回復	22.40	5.60	22.70	11.04	135.39	2.11
2021年春闘要求(2.5万円)の実現	20.22	5.05	21.02	10.22	125.33	1.96

(注) 「雇用増」は、必要な労働の増加量を人員に換算したものであり、労働強化(残業や休日出勤等)を介さざれば、雇用は増えない。

資料出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「就業構造基本調査」、同「労働力調査」および「全国産業連関表」等から労働総研が試算。

② 「労働者の生計費」資料を信頼性のあるものに変更を

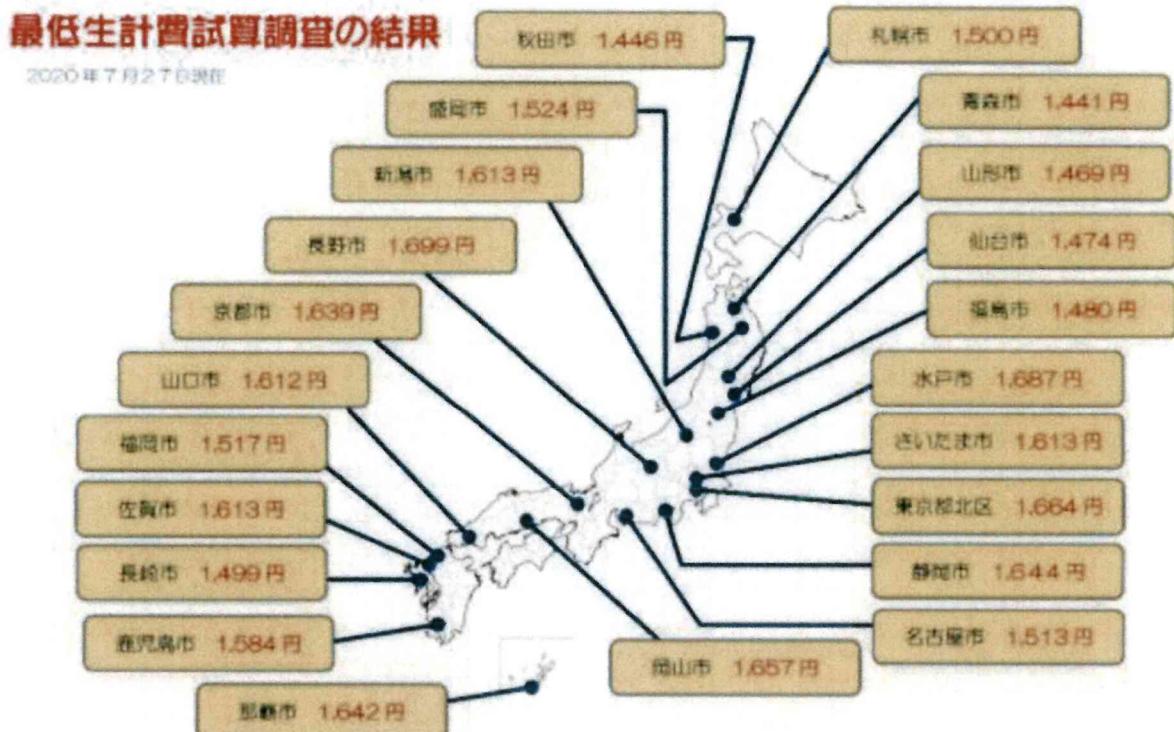
毎年、中央最低賃金審議会の資料として人事院算出の「標準生計費」が提示されています。しかし、そのデータの信頼性が疑われています。

2020年の単身世帯の標準生計費(月額)は、最高額が埼玉県の162,150円、2番目が和歌山県の155,517円、最下位が愛媛県の74,650円でした。東京都は126,390円でしたが、埼玉県より35,760円も低いだけでなく、福岡県の128,710円よりも低くなっていますが、この地域格差の理由は示されていません。さらに、標準生計費の大きな矛盾点は、2019年に最高額だった兵庫県(236,300円)が、2020年には87,540円となり1年で148,800円も減っており、最低額だった和歌山県(89,007円)が、1年で66,510円も上がっていることです。

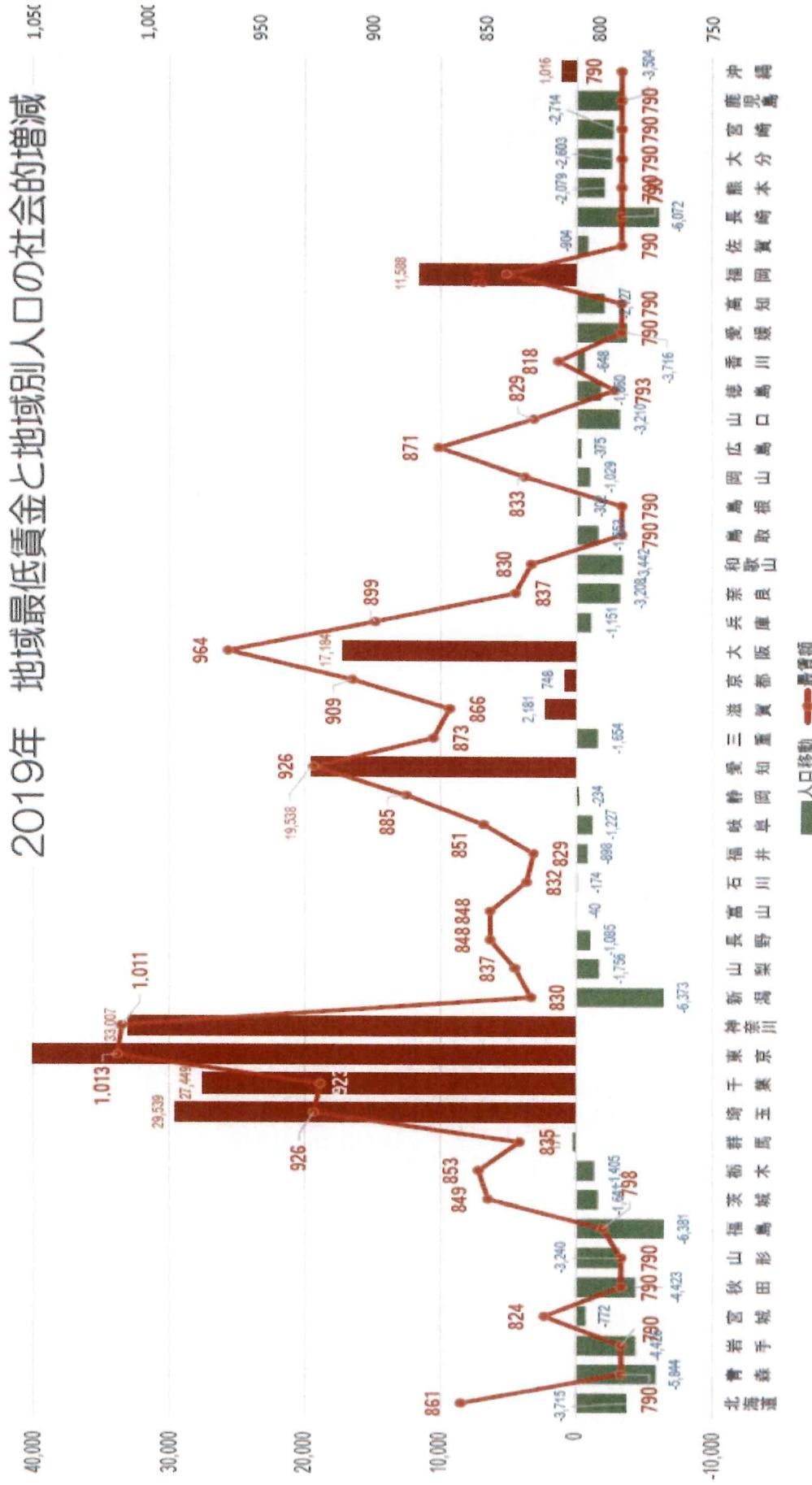
人事院が示す標準生計費は、どのような生活様式・水準を基準として算出しているか明らかにされておらず、計算データも開示されないため検証も困難なデータです。このように曖昧なデータを基にして最低賃金額の妥当性を議論することにも矛盾が生じます。

労働者の生計費については、全労連系の各地方組織が“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」(監修:静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授)を実施しています。その結果を下図と別表に示しますが、「人間らしく暮らせる最低生計費」は、AランクもDランクでもほぼ同額であることが明らかになっており、大都市圏ほど生計費が高いとする根拠は存在しません。

以上。



最賃力が高い都市部に人口流出



2021年7月9日

香川労働局長 松瀬 貴裕 様
 香川地方最低賃金審議会会長
 柴田 潤子 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
 女性部長 中平朋子



2021年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書 ー最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現をー

【意見趣旨】

1. コロナ禍によって地域経済が疲弊する中で、消費を増やし地域経済を活性化させるためにも、賃金水準を引き上げていくことが重要である。とりわけ香川県においては、中小企業に最賃引上げのための助成・援助措置を行うことが重要である。
2. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。けっして、企業の支払い能力との見合いで決められるものではない。ただちに、時給1000円以上に引き上げるとともに、時給1500円をめざすことが求められる。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
 - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
4. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
5. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである。

【意見理由】

1 安心・安全な社会生活を送るために最低賃金の引き上げが必要！

新型コロナウイルス感染拡大によって、特に国民の日常生活を支える医療や介護、福祉に従事する労働者の多くが、最低賃金近傍（最低賃金1.15倍未満の賃金）で働く労働者（約30万人）であることが明らかになった。イギリスでは、「ウイルス対応の最前線で働く人たちの待遇が改善される」として、最低賃金を昨年4月から前年度比6.2%引き上げ、日本円で1092円から1160円に引き上げられた。日本では最低賃金近傍（最低賃金1.15倍未満の賃金）で働くエッセンシャルワーカーが多数となっている。最低賃金を引き上げることは、私たちの生活を支えるエッセンシャルワーカーの待遇改善につながり、安全・安心な社会生活を保障するために必要である。

2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での経済活性化のために

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が政府の対策である資金繰りや雇用での支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしている。現況の経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金の引き上げが必要であり、中小企業の負担を減らすためには政府によるさらなる支援の強化が求められている。支援強化とともに最賃額の引き上げは、コロナ禍後の社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなるものである。最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種の1位は宿泊・飲食業であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致している。2位は卸売り小売業、3位は生活関連・娯楽であり、上位3つの業種をみても、国民の所得をあげることによって営業の改善効果が期待できる。また、これらは女性の多い業種である。女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引上げと中小企業支援の拡充を求める。

3 生計費として時給1500円程度は最低必要！

全労連加盟の24の都道府県組織が、「最低生計費試算調査」を行った。これは、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査である。

地方によって家計費目に特徴があるが、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額22万円～25万円弱は必要という結果が出た。月150時間で換算すれば、およそ時給1500円程度となる。4月に高松市ハローワーク前等で、「香川県の現最低賃金820円、月額131120円（1日8時間月20日）で満足な生活ができますか？」というアンケート調査を行った。回答数406名、そのち「満足いく生活ができる」1名、「できない」405名であった。この金額では満足どころか「自立した生活は不可能」との声が多数を占めた。この結果からもわかるように、全国一律最低賃金制度を確立し、即時1000円以上へ最低賃金を引き上げ、「どこでも誰でも時給1500円」を目指すことが求められる。また、今般、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なくなっていることも含めた検討をし、大幅に引き上げることが必要である。

4 若者の将来の希望のため、最低賃金の引き上げが必要！

2020年の出生数（推計）は87万2683人と過去最低を記録した。その背景には、「経済的な不安定さ」が一因となっている。20～30代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」である。年収300万円未満の青年は、20代のほぼ9割、30～34歳でも65.6%を占めている。これでは、自分の生活で精一杯で、家庭を持つことは厳しい。今求められているのは、望む人が子どもを産み・育てられる生計を営むことができる賃金を保障することである。

5 女性の貧困・子どもの貧困をなくすため、最低賃金の引き上げが必要！

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきである。日本の子どもの貧困率は、13.9%と非常に高い。さらに、「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており、世界一高い。特に、母子世帯の貧困は深刻である。働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていくはず、8割以上が就業しているが、平均年収は220万円であり、これは、父子家庭

の平均年収より 100 万円も低い。働き方の半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても生計費を賄えない賃金は、憲法 25 条違反と言わざるを得ない。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題である。

6 男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要！

2020 年世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数で日本は 120 位で、主要 7 カ国では最下位である。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差がある。総務省労働力調査では、労働者に占める女性の割合が 5 割を超えたと報告されているが、増えた女性労働者の多くが非正規労働である。女性労働者の 6 割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めている。女性非正規労働者の賃金は、男性正規労働者の賃金水準の 3 割を超えない。男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きい。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払拭されない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8 時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

7 女性の自立のため、最低賃金の引き上げが必要！

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態がある。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくない。女性労働者の 22.5%（約 302 万人、男性の 2.7 倍）、女性パート労働者の 41.2%（約 238 万人、男性の 3.5 倍）が最賃近傍で働く低賃金労働者である。現行の最低賃金額は、全国加重平均額 902 円（2020 年 10 月改定）であり年間 1800 時間をフル稼働で働いたとしても 162 万 3600 円にすぎない。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとならない。昨年パート労働者への厚生年金の適用拡大の法改正が行われたが、女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わず生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げが求められている。

8 地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている。

2020 年の地域別最低賃金の改訂により、時間額最低額 792 円から最高額 1013 円と 221 円もの差がある。月 150 時間労働の場合、年収では約 40 万円の格差になる。（香川県の場合は約 35 万円の差になる）そのため、最低賃金が低い地域から、高い地域への人口流出がおこり、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっている。日本経済の健全な立て直しのために、地域間格差の是正が必要である。全国一律の最低賃金制度を確立することが求められている。

以上

2021年7月13日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 様



日本労働組合総連合会
香川県連合会
会長 岩瀬信夫



2021年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますこと敬意を表します。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、労働者を代表して意見を申し上げます。

最低賃金は「健康で文化的な最低限の生活」を保障する社会的セーフティーネットの重要な柱であります。ぜひ最低賃金法の目的ならびに地域経済への好循環を実現させるためにも、最低賃金の改定にあたり意見を下記のとおり提出致します。

記

1. はじめに

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、最も重要かつ根源的なものである。雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活が営める水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきである。

その意味で、生活保護基準（高松市108,460円【20～40歳単身世帯】）との比較を考慮のうえで、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金額の引き上げは極めて重要だ。

5月には、上場企業の昨年度の決算がほぼ出そろい、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、最終的な損益が「増益」の企業が50%以上となる「K字型」回復だとも言われており、いわゆる「巣ごもり需要」を取り込んだ企業も最終利益を大幅に伸ばしている。

コロナ禍から県内経済を復旧し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要である。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが不可欠である。また、厳しい環境下での最低賃金の引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得る。

2. 香川地方最低賃金の審議にあたり

香川地方最低賃金の改定にあたり、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、香川県における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、適正な水準確保をめざした取り組みを進める。生計費としては連合リビングウェイジ¹時間額950円（香川県）を重視し、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」をめざす。

さらに、連合香川は、誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、時給「誰もが1,000円」以上の早期実現をめざす。

3. 2021春季生活闘争の結果

連合の2021春季生活闘争第5回回答集計（2021.5.10公表²）においては、有期・短時間・契約等労働者の賃上げは、加重平均で時給21.88円、月給で4,442円となり、引上げ率は概算で2.13%、2.03%となっている。これは、平均賃金方式（一般組合員）の引上げ率1.81%を大きく超えており、実体面でも有期・短時間・契約等で働く者の待遇改善が進められている。

また、連合香川では、2021春季生活闘争6月1日の回答集計³において、要求交渉を行った組合の44組合のうち33組合が回答を引き出した。賃金カーブ維持相当分含む額は、4,625円（2.01%）となった。【昨年同時期比2,274円増】、賃上げ分では平均1,343円獲得した。【昨年同時期比235円増】

その中では、地場組合100～299人において、賃金カーブ維持相当分含む額5,100円（昨年同時期比2,647円増）、99名以下の組合では、7,023円（昨年同時期比5,503円増）と総じて昨年を上回る状況にあり、企業労使では真摯な交渉により賃上げを実現している。

この結果からも、有期・短時間・契約等で働く者の待遇改善のアプローチを進められていかなければならない。最低賃金の引き上げをはかることで、三位一体でその流れを加速させるべきである。

4. 中小企業・自営業者への支援について

コロナ禍により、経済・社会・雇用情勢は厳しい状況が続いているものの、最低賃金の抱える構造的課題は不変である。最低賃金の引上げと雇用の維持を二律背反でとらえるべきではなく、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃金法9条に定める企業の「通常の事業の支払い能力」を高めることが必要である。

なお、当該環境整備に向けては、政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果等を踏まえた上で、一層の制度拡充が必要である。

¹ 2017連合リビングウェイジ（2020年地域別最低賃金・2019年「賃金構造基本統計調査」との比較

² 添付資料2：連合2021春季生活闘争第5回回答集計（2021.5.10公表）

³ 添付資料3：連合香川2021春季生活闘争6月回答集計（2021.6.1）

5. 最後に

香川県において2021年度の改正審議の中で最低賃金水準の改善が図られることを心から期待申し上げ、2021年度香川県最低賃金改定に対する意見とする。

以上

添付資料：1 2017連合リビングウェイジ

(2020年地域別最低賃金・2019年「賃金構造基本統計調査」との比較)

2020年8月

2017都道府県別リビングウェイジ

2020年度地域別最低賃金・2019年「賃金構造基本統計調査」との比較

リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものです。さいたま市の調査にもとづき、マーケット・バスケット方式で算出したりビングウェイジ(単身者)は、**172,488円** (住居費以外126,217円+住居費46,271円)でした。これを各都道府県に換算すると…

2017都道府県別リビングウェイジ(LW)			地域別最低賃金および賃金との比較							2019女性短時間労働者				
(所定内) *1	(法定) *2	月額 *3	2020地域別最低賃金			2019高卒初任給			2019女性短時間労働者					
			修正した地域物価指数	時間額 *4	月額 *5	時間額 *6	月額 *7	対 LW比率 %	月額 *8	時間額 *9	対 LW比率			
			さいたま市=100	(a) 円	円	(b) 円	円	b/a	円	(c) 円	c/a	(d) 円	d/a	
地質A	東京	1,120	1,050	183,000	100.3	121.9	1013	162,080	90.4%	178,100	1,113	99.4%	1,339	117.0
	神奈川	1,080	1,020	177,000	101.2	106.9	1012	161,920	93.7%	175,600	1,098	101.6%	1,257	113.5
	大阪	1,000	940	164,000	97.9	86.6	964	154,240	96.4%	176,100	1,101	110.1%	1,174	119.3
	埼玉	1,020	960	167,000	98.5	93.1	928	148,480	91.0%	173,100	1,082	106.1%	1,128	107.5
	愛知	980	920	160,000	96.5	81.6	927	148,320	94.6%	170,800	1,068	108.9%	1,124	113.7
地質B	千葉	1,010	950	165,000	97.8	90.0	925	148,000	91.6%	174,200	1,089	107.8%	1,162	112.0
	京都	1,000	940	164,000	98.9	85.0	909	145,440	90.9%	169,700	1,061	106.1%	1,177	113.5
	兵庫	1,000	940	164,000	98.6	85.3	900	144,000	90.0%	170,800	1,068	106.8%	1,140	113.0
	静岡	970	910	159,000	96.2	80.9	885	141,600	91.2%	168,600	1,054	108.6%	1,082	109.9
	三重	950	900	156,000	97.1	72.7	874	139,840	92.0%	170,500	1,066	112.2%	1,051	114.4
	広島	960	910	158,000	97.6	75.6	871	139,360	90.7%	169,400	1,059	110.3%	1,101	110.7
	滋賀	980	920	160,000	97.8	78.5	868	138,880	88.6%	174,500	1,091	111.3%	1,056	108.1
	栃木	960	900	157,000	96.8	74.9	854	136,640	89.0%	164,200	1,026	106.9%	1,049	109.9
	茨城	950	890	155,000	95.7	73.3	851	136,160	89.6%	169,400	1,059	111.4%	1,067	110.9
	富山	950	890	155,000	96.9	70.8	849	135,840	89.4%	167,500	1,047	110.2%	1,053	113.2
地質C	長野	930	880	153,000	95.5	71.0	849	135,840	91.3%	165,400	1,034	111.2%	1,096	112.5
	山梨	940	890	154,000	96.7	68.1	838	134,080	89.1%	168,900	1,056	112.3%	1,058	109.9
	北海道	940	890	154,000	98.1	65.7	861	137,760	91.6%	158,400	990	105.3%	1,028	108.9
	岐阜	940	890	154,000	95.4	71.6	852	136,320	90.6%	166,400	1,040	110.6%	1,069	110.6
	福岡	950	890	155,000	95.7	73.7	842	134,720	88.6%	163,000	1,019	107.2%	1,059	107.4
	奈良	940	890	154,000	94.9	74.7	838	134,080	89.1%	169,900	1,062	113.0%	1,113	117.7
	群馬	920	870	151,000	94.6	67.9	837	133,920	91.0%	167,500	1,047	113.8%	1,041	112.7
	岡山	950	890	155,000	96.5	72.6	834	133,440	87.8%	165,400	1,034	108.8%	1,116	110.6
	石川	960	900	157,000	98.7	70.7	833	133,280	86.8%	165,800	1,036	107.9%	1,070	108.4
	新潟	950	890	155,000	97.2	70.2	831	132,960	87.5%	163,300	1,021	107.4%	1,034	107.2
	和歌山	950	890	155,000	98.6	66.4	831	132,960	87.5%	160,700	1,004	105.7%	1,063	109.2
	福井	950	900	156,000	97.7	71.0	830	132,800	87.4%	165,800	1,036	109.1%	1,058	108.9
	山口	930	880	153,000	97.7	63.5	829	132,640	89.1%	165,100	1,032	111.0%	1,005	106.9
	宮城	960	910	158,000	96.6	77.3	825	132,000	85.9%	164,100	1,026	106.8%	1,026	120.0
	香川	950	890	155,000	97.0	71.0	820	131,200	86.3%	164,800	1,030	108.4%	1,057	111.5
	徳島	940	890	154,000	97.7	66.0	796	127,360	84.7%	157,700	986	104.9%	1,049	111.6
地質D	福島	940	890	154,000	98.2	65.6	800	128,000	85.1%	162,500	1,016	108.0%	1,016	101.8
	青森	910	860	150,000	97.3	59.3	793	126,880	87.1%	150,500	941	103.4%	932	106.2
	岩手	930	870	152,000	97.0	64.8	793	126,880	85.3%	151,400	946	101.7%	967	101.1
	秋田	910	860	149,000	96.4	60.2	792	126,720	87.0%	149,900	937	103.0%	948	101.8
	山形	950	900	156,000	99.1	67.7	793	126,880	83.5%	156,500	978	103.0%	968	98.1
	鳥取	930	880	153,000	97.2	65.0	792	126,720	85.2%	156,900	981	105.4%	1,030	103.2
	島根	930	880	153,000	98.5	61.7	792	126,720	85.2%	163,100	1,019	109.6%	1,059	105.9
	愛媛	940	890	154,000	97.3	66.6	793	126,880	84.4%	162,000	1,013	107.7%	1,042	109.5
	高知	930	870	152,000	97.9	62.4	792	126,720	85.2%	156,300	977	105.0%	989	108.2
	佐賀	920	870	151,000	95.6	65.4	792	126,720	86.1%	157,600	985	107.1%	1,012	107.2
	長崎	950	890	155,000	98.2	66.7	793	126,880	83.5%	154,800	968	101.8%	994	102.7
	熊本	930	880	153,000	97.6	65.3	793	126,880	85.3%	158,400	990	106.5%	1,010	101.8
	大分	920	870	151,000	96.2	64.3	792	126,720	86.1%	165,200	1,033	112.2%	967	104.6
	宮崎	900	850	148,000	95.2	61.2	793	126,880	88.1%	155,200	970	107.8%	977	104.9
	鹿児島	900	850	148,000	94.6	60.9	793	126,880	88.1%	156,700	979	108.8%	944	108.0
	沖縄	950	900	156,000	97.7	69.7	792	126,720	83.4%	145,200	908	95.5%	993	102.9

*1 月額を2016「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)所定内実労働時間数全国平均(164時間)で除し、10円未満は四捨五入した。(所定内実労働時間数-被用労働時間数-超過労働時間数)

*2 【これまでの調査との連続性を保つための参考データ】月額を法定労働時間数の1カ月当たり上限173.8時間で除し、10円未満は四捨五入した。

*3 さいたま市のリビングウェイジ(単身者)を住居費以外(126,217円)と住居費(46,271円)に分離し、それぞれを修正した地域物価指数「住居費以外」*4および修正した地域物価指数「住居費」*5を用いて換算し、合計した。1,000円未満は四捨五入した。

*4 「2016年小売物価統計調査(総務省)」(総務省統計局)の「家賃を除く総合」指数を用い、さいたま市=100として都道府県別に指数を算出した。

*5 「2013年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)の「1か月当たり家賃・賃代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額を用い、さいたま市=100として都道府県別に指標を算出した。

*6 出所「2020年度地域別最低賃金改訂状況」(連合)

*7 地域別最低賃金(時間額)=(2019「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)所定内実労働時間数全国平均(160時間)を乗じた。

*8 出所 2019「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

*9 2019「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)所定内実労働時間数全国平均(160時間)で除した。

添付資料：2 連合2021春季生活闘争第5回回答集計（2021.5.10公表）

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

2021回答(2021年5月10日公表)		
時給	集計組合数	賃上げ額
	集計組合員数	平均時給 (参考値)
単純平均 加重平均	207 組合 549,009 人	19.32 円 21.88 円
		1,038.46 円 1,047.86 円
月給	集計組合数	賃上げ額
	集計組合員数	率(参考値)
単純平均 加重平均	64 組合 17,002 人	4,199 円 4,442 円
		1.97 % 2.03 %

添付資料：3 連合香川2021春季生活闘争6月回答集計（2021.6.1）

2021年 連合香川賃上げ集計状況 [正社員]

規 模 (対象組合数)	要 求						妥 結					
	定昇含む			定昇含まない			定昇含む			定昇含まない		
	件数	金額	率	件数	金額	率	件数	金額	率	件数	金額	率
合 計	13	4,753	2.25 %	31	3,284	2.52 %	8	4,625	2.01 %	25	1,343	0.60 %
300名以上	5	2,375	2.00 %	21	2,929	1.41 %	5	1,752	1.97 %	18	819	0.28 %
100～299名	6	6,883	2.76 %	3	3,067	2.01 %	1	5,100	1.75 %	3	2,733	1.51 %
99名以下	2	5,000	2.00 %	7	3,857	4.15 %	2	7,023	2.32 %	4	475	0.00 %

地場組合集計〔平均〕

規 模 (対象組合数)	要 求						妥 結					
	定昇含む			定昇含まない			定昇含む			定昇含まない		
	件数	金額	率	件数	金額	率	件数	金額	率	件数	金額	率
合 計	9	5,942	2.25 %	20	3,341	2.46 %	4	5,627	2.01 %	14	1,108	0.51 %
300名以上	1		2.00 %	10	3,100	1.21 %	1	4,759	1.97 %	7	114	0.03 %
100～299名	6	6,883	2.76 %	3	3,067	2.01 %	1	5,100	1.75 %	3	2,733	1.51 %
99名以下	2	5,000	2.00 %	7	3,857	4.15 %	2	7,023	2.32 %	4	475	0.00 %

香経協発第19号
令和3年7月12日

香川地方最低賃金審議会 会長 殿



香川県経営者協会
会長 本田 典孝



令和3年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などにむけて、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さんに敬意を表します。最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. はじめに

現在、新型コロナウイルスの感染は、国内では第4波を迎えており、引き続き感染拡大の防止に向けて、国だけでなく、各自治体や企業・団体、ならびに国民全体がさまざまな取組みを行っているところであるが、収束については予断を許さない状況にある。

内閣府が令和3年6月24日に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば、「日本経済の基調判断として、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」とし、判断を据え置いた。

先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を中止する必要がある」としている。

一方、最低賃金については、引き上げに関する政府方針により、平成28年から令和元年まで4年連続3%台の大幅な引き上げが続いており、香川県でも令和元年までの5年間で17%(702円→818円)、10年間で25%(652円→818円)の上昇という大幅な引上げとなっているところである。

こうした中、新型コロナウイルスの感染が拡大していた昨年度は、中央最低賃金審議会において、現状水準を維持することが適当として金額の目安が示されなかった。そして、香川地方最低賃金審議会においても、使用者委員として現状維持を主張したが、結果、プラス2円の引上げとなった。

新型コロナウイルスの影響は、継続的に続いている、感染者数の高止まりや感染力が強いとされる変異型のウイルスの広がりや、緊急事態宣言をはじめとするさまざまな制限など、依然として、宿泊・飲食や交通産業をはじめとした各種企業、特に中小零細企業を取り巻く経営環境の厳しさは続くものと考えられる。

新型コロナウイルスの影響から、香川県内では2万7千件を超える雇用調整助成金の申請があり、これら助成金の活用や金融機関の融資による資金繰りを行っている中小零細企業の厳しい経営実態と、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、最低賃金の引き上げには慎重な審議を強く望むものである。

2. 企業の景況感について

(1) 日本総合研究所：国内景気週報

日本総合研究所が、7月5日に発表した「6月28日～7月2日」の国内景気週報によれば、「国内景気の現状判断としては、輸出の増加傾向を背景に製造業が堅調。非製造業は、沖縄県を除く対象地域で緊急事態宣言が解除されたものの、活動制約の継続がサービス消費などの重石となり、低迷持続。」としている。

また、先行きの展望としては、「海外経済の回復を背景に、輸出や設備投資が堅調に推移し、プラス成長が続く見通しだが、当面は、飲食店への時短要請の継続など新型コロナの感染拡大を抑えるための活動制限が景気回復の重石になっている。景気の持ち直しが明確化するのは、高齢者を中心にワクチンの普及が進む秋以降となる見通しである」としている。が、現在、ワクチンの供給の遅れにより、ワクチンの普及時期は不透明となっているところである。

(2) 日銀発表：企業短期経済観測調査（短観）および地域経済報告の概要

日銀が7月1日に発表した6月の企業短期経済観測調査（短観）では、大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（D I）は、緩やかに改善しているものの、中小企業を見ると、全体として業況判断が「悪い」状況である。業種別にみても、宿泊・飲食は、業況、資金繰りともに厳しさが持続している。

日銀高松支店発表の香川県の短観では、全産業で2021年3月調査からは9ポイント上昇したものの、マイナス12となっており、また、3ヵ月後の予測については、全産業でマイナス17と、悪化の見通しとなっている。

さらに、7月5日に日銀が発表した7月の地域経済報告では、四国の景気判断を「持ち直しのペースが鈍化している」として、2020年7月以来1年ぶりに判断引き下げを行った。

(3) 高松商工会議所発表：令和3年4月～6月期の管内景気動向調査の概要

高松商工会議所による令和3年4月～6月期の管内景気動向調査によると、同会議所に加盟する中小企業137社の今期の景気判断D Iは、前期比ベースでは、製造業、卸売業、サービス業で回復の兆しがみられるものの、残りの業種では、マイナス幅が拡大した。

先行きについては、来期見通しの景気動向指数で、製造業と小売業で回復が見込まれるもの、建設業、サービス業で、マイナス幅が拡大する予想となった。長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、依然として厳しい景況感が続いている。

また、新型コロナウイルスによる経営への影響については、「マイナスの影響が出ている」と、「今後出る懸念がある」との回答が、89%あった。

(4) 四国経済連合会発表：2021年4～6月期の景気動向調査の概要

四国経済連合会が6月24日に発表した2021年4～6月期の四国の景気動向調査によるところ、景気を「低迷・底ばい」または「下降」とみる企業は75%で、前期（1～3月期）比で3ポイント増加した。また、「既に回復」「回復傾向」とみる企業は25%（前期比3ポイント減）と4期ぶりに低下しており、景況感に足踏みが見られる。

3. 2021年春の賃上げについて：経団連、連合

経団連が5月28日に発表した2021年の大手企業の賃上げの第1回集計では、アップ率は昨年の2.03%を0.21ポイント下回る1.82%となり、引上げ額は6,040円で、昨年より705円下回っている。

また、6月11日に発表した、中小企業（従業員500人未満）の賃上げの第1回集計では、1.72%のアップ率で前年と同率であり、妥結額は4,444円で27円減という水準であった。

さらに、連合が7月5日にとりまとめた2021年春季労使交渉の集計では、平均賃上げ率は、前年比0.12ポイント低下の1.78%で、2年連続で2%を下回ったとしている。

4. 全国および香川県内の雇用情勢

総務省が6月29日に発表した5月の完全失業率は、3.0%で前月から0.2ポイント悪化しており、2020年12月以来、5ヵ月ぶりの3%台となった。

さらに、失業率に表れない潜在的な失業というべき休業者の数が増えており、5月は、前月から13万人の休業者の増加となっている。

また、5月の有効求人倍率は、全国では前月と同じ1.09倍であった。

香川県においては、5月の有効求人倍率は、1.34倍であり、前月から0.01ポイント低下し、2ヵ月ぶりに前月を下回り、香川労働局の情勢判断として、「求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」としている。

コロナ禍前の2019年5月の有効求人倍率は、全国では1.62倍、香川では1.83倍であり、ともに急落している。

5. 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会からの最低賃金に関する要望

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、4月15日に、3団体の連名で最低賃金に関する要望をとりまとめ、以下の内容を公表した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済は甚大な影響を受けており、わが国においても足下の景況感は極めて厳しく先行きの見通しも立たない、まさに危機的な経済情勢が続いている。多くの企業が苦境の中でギリギリの経営努力を続けている。

そして、政府が、各種給付金や雇用調整助成金などの支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の継続」と「雇用の維持」を強力に支えてきたが、こうした中で、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引き上げることは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。

そのため、コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、今年度は、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すること、を要望している。

6. むすび

新型コロナウイルス感染症により、1年以上にわたり経済活動が制約され、景気の動向、賃上げや各種の経済指標が改善していない現状や、今後の感染収束やさまざまな影響も見通せない中、特に宿泊、飲食、交通等の業種や、感染拡大地域の取引先や顧客を有する企業にとっては、大幅な業績の回復は厳しい状況にある。

懸命に雇用と経営を死守しようとしている中小零細企業の経営実態を考慮すれば、官民、労使で「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とすべきであり、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用される最低賃金については、引き上げる状況にはないと考えられ、重ねて慎重な審議を望むものである。

以上



資料No.7

香タク協第25号
令和3年7月1日

香川地方最低賃金審議会 会長 殿



香川県タクシー協同組合
理事長 岩崎 康誠



香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、香川県最低賃金額につきましては、平成19年から大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっており、このままではタクシー事業を継続できるのか極めて憂慮しているところです。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するところですが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化しました。このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、同法に基づき設置された地域の協議会において適正化及び活性化に向けて更なる取り組みの強化を行っております。このような状況の下、香川県の法人タクシーは利用者ニーズに応えて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう各種改善等に努めておりますが、いまだ労働条件が十分に改善できるまでには至っていないのが現状です。

また、中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、昨年からの新型コロナウイルスの影響により事業収入は大幅に減少している状況であり、タクシー事業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、香川県最低賃金の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申しあげます。

謹白

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	251, 855	～	190, 836	1, 078	～	962	202, 038
A 管理的職業	311, 323	～	229, 225	-	～	-	274, 444
B 専門的・技術的職業	280, 160	～	208, 220	1, 411	～	1, 174	217, 929
07開発技術者	298, 056	～	197, 552	-	～	-	
08製造技術者	291, 061	～	207, 114	1, 140	～	915	
09建築・土木技術者等	359, 078	～	235, 092	2, 050	～	1, 350	
12医師、薬剤師等	392, 745	～	316, 643	2, 918	～	2, 182	
13保健師、助産師、看護師	264, 539	～	204, 939	1, 421	～	1, 199	
14医療技術者	272, 223	～	207, 450	1, 476	～	1, 202	
16社会福祉の専門的職業	217, 841	～	185, 466	1, 159	～	1, 005	
C 事務的職業	210, 503	～	174, 281	1, 004	～	921	182, 795
25一般事務員	201, 246	～	168, 355	1, 002	～	926	
26会計事務員	241, 960	～	177, 310	1, 054	～	901	
28営業・販売関連事務員	260, 961	～	196, 603	974	～	921	
D 販売の職業	271, 690	～	200, 243	959	～	885	207, 025
32商品販売の職業	224, 663	～	176, 306	958	～	883	
34営業の職業	287, 949	～	208, 519	967	～	967	
E サービスの職業	207, 392	～	173, 987	1, 077	～	944	191, 111
36介護サービスの職業	214, 875	～	186, 103	1, 159	～	991	
37保健医療サービス	200, 454	～	164, 709	1, 144	～	1, 011	
39飲食物の調理の職業	194, 220	～	163, 362	986	～	894	
40接客・給仕の職業	220, 840	～	182, 543	1, 038	～	904	
41居住施設・ビルの管理	146, 954	～	135, 845	931	～	928	
F 保安の職業	193, 650	～	169, 524	982	～	924	185, 000
G 農林漁業の職業	213, 963	～	176, 440	1, 034	～	982	184, 500
H 生産工程の職業	246, 683	～	178, 597	980	～	872	224, 780
50生産設備（金属を除く）	244, 645	～	174, 942	-	～	-	
52金属材料製造等	265, 704	～	191, 658	1, 067	～	936	
54製品製造・加工処理	208, 900	～	164, 199	949	～	861	
60機械整備・修理の職業	268, 072	～	182, 981	1, 030	～	864	
62製品検査（金属を除く）	271, 350	～	178, 800	1, 050	～	1, 025	
63機械検査の職業	-	～	-	-	～	-	
64生産関連・生産類似	280, 138	～	188, 422	950	～	820	
I 輸送・機械運転の職業	284, 028	～	215, 046	1, 005	～	952	227, 456
66自動車運転の職業	289, 601	～	217, 197	1, 009	～	952	
69定位・建設機械運転	293, 204	～	219, 160	-	～	-	
J 建設・採掘の職業	307, 303	～	193, 038	1, 298	～	1, 064	228, 780
70建設躯体工事の職業	340, 356	～	201, 460	1, 173	～	907	
71建設の職業	302, 473	～	202, 100	-	～	-	
72電気工事の職業	300, 799	～	189, 859	1, 750	～	1, 625	
73土木の職業	303, 599	～	189, 031	1, 122	～	848	
K 運搬・清掃等の職業	212, 700	～	175, 073	946	～	905	178, 487
75運搬の職業	226, 310	～	180, 401	1, 011	～	954	
76清掃の職業	203, 667	～	173, 158	944	～	911	
77包装の職業	190, 872	～	169, 072	908	～	888	
78その他の運搬等の職業	205, 515	～	167, 807	903	～	856	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	250,270	～	190,796	1,086	～	969	202,380
A 管理的職業	310,264	～	223,300	—	～	—	320,000
B 専門的・技術的職業	279,982	～	207,204	1,503	～	1,214	221,484
07開発技術者	281,919	～	172,513	—	～	—	
08製造技術者	296,891	～	211,740	1,080	～	830	
09建築・土木技術者等	353,736	～	230,432	2,050	～	1,350	
12医師・薬剤師等	407,194	～	331,403	3,263	～	2,375	
13保健師・助産師・看護師	263,458	～	211,967	1,494	～	1,235	
14医療技術者	267,974	～	202,879	1,540	～	1,213	
16社会福祉の専門的職業	213,591	～	179,946	1,224	～	1,031	
C 事務的職業	208,139	～	172,904	1,009	～	920	179,098
25一般事務員	203,186	～	169,582	1,002	～	922	
26会計事務員	241,571	～	177,000	1,086	～	916	
28営業・販売関連事務員	277,952	～	208,375	986	～	929	
D 販売の職業	289,543	～	207,764	987	～	885	215,156
32商品販売の職業	236,434	～	180,405	987	～	885	
34営業の職業	298,023	～	212,133	—	～	—	
E サービスの職業	204,722	～	173,249	1,064	～	957	195,981
36介護サービスの職業	221,335	～	193,233	1,156	～	1,013	
37保健医療サービス	199,660	～	165,900	1,226	～	1,079	
39飲食物の調理の職業	193,410	～	162,882	993	～	894	
40接客・給仕の職業	240,338	～	194,725	984	～	901	
41居住施設・ビルの管理	146,954	～	135,845	937	～	934	
F 保安の職業	189,476	～	167,683	985	～	926	195,000
G 農林漁業の職業	226,598	～	193,123	1,149	～	1,046	193,333
H 生産工程の職業	254,601	～	182,727	1,022	～	881	204,524
50生産設備（金属を除く）	300,000	～	170,000	—	～	—	
52金属材料製造等	265,867	～	187,038	1,217	～	983	
54製品製造・加工処理	194,299	～	167,793	954	～	876	
60機械整備・修理の職業	269,189	～	186,828	1,043	～	869	
62製品検査（金属を除く）	299,000	～	207,000	—	～	—	
63機械検査の職業	—	～	—	—	～	—	
64生産関連・生産類似	298,407	～	192,073	—	～	—	
I 輸送・機械運転の職業	273,631	～	209,327	1,040	～	1,013	213,902
66自動車運転の職業	273,850	～	209,214	1,043	～	1,017	
69定置・建設機械運転	284,373	～	215,794	—	～	—	
J 建設・探掘の職業	309,880	～	195,490	1,500	～	1,250	233,333
70建設躯体工事の職業	344,712	～	202,238	—	～	—	
71建設の職業	306,608	～	203,602	—	～	—	
72電気工事の職業	307,249	～	189,224	1,500	～	1,250	
73土木の職業	297,329	～	188,415	—	～	—	
K 運搬・清掃等の職業	203,168	～	168,839	932	～	894	180,000
75運搬の職業	228,827	～	181,572	990	～	938	
76清掃の職業	179,022	～	161,463	925	～	897	
77包装の職業	164,762	～	140,762	1,000	～	950	
78その他の運搬等の職業	199,328	～	161,689	913	～	861	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「—」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク丸亀

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	257,183	～	192,978	1,093	～	966	215,169
A 管理的職業	314,865	～	271,691	—	～	—	—
B 専門的・技術的職業	267,997	～	208,936	1,314	～	1,103	213,529
07開発技術者	297,500	～	240,000	—	～	—	—
08製造技術者	315,000	～	180,000	—	～	—	—
09建築・土木技術者等	372,011	～	236,824	—	～	—	—
12医師、薬剤師等	297,150	～	247,150	1,199	～	1,199	—
13保健師、助産師、看護師	255,712	～	204,690	1,358	～	1,142	—
14医療技術者	271,533	～	214,611	1,472	～	1,222	—
16社会福祉の専門的職業	207,169	～	190,711	1,086	～	955	—
C 事務的職業	220,476	～	175,487	1,029	～	957	182,759
25一般事務員	197,548	～	165,932	1,014	～	968	—
26会計事務員	265,000	～	170,000	1,250	～	875	—
28営業・販売関連事務員	260,003	～	193,476	900	～	900	—
D 販売の職業	283,905	～	193,150	935	～	900	206,250
32商品販売の職業	246,513	～	177,875	935	～	900	—
34営業の職業	308,833	～	203,333	—	～	—	—
E サービスの職業	201,801	～	179,605	1,124	～	943	185,000
36介護サービスの職業	203,866	～	189,094	1,144	～	972	—
37保健医療サービス	199,125	～	170,375	1,185	～	1,035	—
39飲食物の調理の職業	178,042	～	164,679	983	～	907	—
40接客・給仕の職業	211,500	～	166,500	1,349	～	1,025	—
41居住施設・ビルの管理	—	～	—	855	～	855	—
F 保安の職業	225,700	～	172,900	820	～	820	175,000
G 農林漁業の職業	188,931	～	155,547	1,010	～	1,010	—
H 生産工程の職業	268,443	～	196,358	896	～	868	319,211
50生産設備(金属を除く)	—	～	—	—	～	—	—
52金属材料製造等	298,223	～	221,331	920	～	920	—
54製品製造・加工処理	190,415	～	166,334	896	～	853	—
60機械整備・修理の職業	357,000	～	223,750	—	～	—	—
62製品検査(金属を除く)	400,000	～	180,000	950	～	950	—
63機械検査の職業	—	～	—	—	～	—	—
64生産関連・生産類似	260,160	～	199,380	—	～	—	—
I 輸送・機械運転の職業	294,923	～	220,253	996	～	940	257,586
66自動車運転の職業	299,313	～	227,149	996	～	931	—
69定置・建設機械運転	295,060	～	205,483	—	～	—	—
J 建設・採掘の職業	326,902	～	186,932	1,355	～	1,231	225,556
70建設躯体工事の職業	371,732	～	202,940	—	～	—	—
71建設の職業	321,703	～	211,480	—	～	—	—
72電気工事の職業	350,000	～	200,000	2,000	～	2,000	—
73土木の職業	322,649	～	181,877	1,033	～	847	—
K 運搬・清掃等の職業	209,680	～	178,673	981	～	931	183,226
75運搬の職業	196,894	～	176,922	1,038	～	1,004	—
76清掃の職業	259,668	～	196,788	1,008	～	940	—
77包装の職業	183,000	～	183,000	845	～	840	—
78その他の運搬等の職業	207,331	～	160,667	893	～	860	—

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	254,144	～	194,638	1,066	～	977	191,270
A 管理的職業	315,200	～	238,850	—	～	—	200,000
B 専門的・技術的職業	290,929	～	206,247	1,378	～	1,217	208,000
07開発技術者	309,167	～	188,500	—	～	—	
08製造技術者	284,525	～	177,025	—	～	—	
09建築・土木技術者等	345,537	～	223,331	—	～	—	
12医師、薬剤師等	346,300	～	267,300	2,500	～	2,000	
13保健師、助産師、看護師	280,540	～	202,260	1,352	～	1,198	
14医療技術者	286,020	～	219,440	—	～	—	
16社会福祉の専門的職業	233,457	～	187,133	1,298	～	1,122	
C 事務的職業	221,356	～	190,312	1,029	～	956	178,667
25一般事務員	210,305	～	177,005	1,055	～	966	
26会計事務員	276,667	～	196,667	975	～	925	
28営業・販売関連事務員	223,700	～	182,900	980	～	980	
D 販売の職業	242,483	～	201,505	964	～	950	208,125
32商品販売の職業	226,972	～	178,060	963	～	938	
34営業の職業	246,176	～	207,087	967	～	967	
E サービスの職業	225,320	～	182,646	1,007	～	895	180,909
36介護サービスの職業	221,977	～	183,407	1,061	～	933	
37保健医療サービス	200,800	～	170,800	903	～	870	
39飲食物の調理の職業	241,772	～	182,044	996	～	884	
40接客・給仕の職業	224,350	～	184,814	1,019	～	884	
41居住施設・ビルの管理	—	～	—	—	～	—	
F 保安の職業	195,440	～	184,660	1,100	～	1,000	
G 農林漁業の職業	289,200	～	192,800	850	～	840	150,000
H 生産工程の職業	254,503	～	182,857	1,002	～	896	188,571
50生産設備（金属を除く）	153,225	～	144,712	—	～	—	
52金属材料製造等	281,762	～	200,999	—	～	—	
54製品製造・加工処理	226,923	～	176,006	1,250	～	900	
60機械整備・修理の職業	210,550	～	162,814	930	～	840	
62製品検査（金属を除く）	—	～	—	—	～	—	
63機械検査の職業	—	～	—	—	～	—	
64生産関連・生産類似	291,500	～	174,000	—	～	—	
I 輸送・機械運転の職業	280,757	～	215,384	1,020	～	947	208,000
66自動車運転の職業	284,388	～	215,785	1,020	～	947	
69定置・建設機械運転	300,000	～	250,000	—	～	—	
J 建設・探掘の職業	267,406	～	189,778	1,160	～	910	233,333
70建設躯体工事の職業	249,082	～	173,050	1,160	～	910	
71建設の職業	233,600	～	180,000	—	～	—	
72電気工事の職業	293,950	～	188,300	—	～	—	
73土木の職業	268,371	～	196,347	—	～	—	
K 運搬・清掃等の職業	225,144	～	179,889	949	～	934	169,091
75運搬の職業	244,800	～	173,024	940	～	930	
76清掃の職業	247,140	～	183,140	948	～	944	
77包装の職業	199,457	～	175,171	—	～	—	
78その他の運搬等の職業	214,000	～	214,000	970	～	870	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「—」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	253,725	～	189,194	1,022	～	927	202,338
A 管理的職業	318,013	～	215,077	—	～	—	260,000
B 専門的・技術的職業	289,240	～	209,154	1,240	～	1,079	224,000
07 開発技術者	340,750	～	200,000	—	～	—	
08 製造技術者	—	～	—	—	～	—	
09 建築・土木技術者等	366,286	～	241,214	—	～	—	
12 医師、薬剤師等	480,000	～	375,000	2,300	～	1,800	
13 保健師、助産師、看護師	267,941	～	194,772	1,354	～	1,141	
14 医療技術者	322,500	～	192,500	1,233	～	1,133	
16 社会福祉の専門的職業	254,892	～	204,692	911	～	860	
C 事務的職業	200,706	～	165,369	920	～	875	209,787
25 一般事務員	196,215	～	163,951	931	～	875	
26 会計事務員	164,160	～	155,520	850	～	850	
28 営業・販売関連事務員	220,000	～	170,000	900	～	850	
D 販売の職業	226,659	～	173,401	880	～	845	179,091
32 商品販売の職業	185,495	～	156,022	880	～	845	
34 営業の職業	258,468	～	186,830	—	～	—	
E サービスの職業	228,572	～	171,534	1,062	～	940	179,286
36 介護サービスの職業	210,689	～	166,428	1,186	～	1,042	
37 保健医療サービス	145,900	～	135,000	1,036	～	929	
39 飲食物の調理の職業	164,700	～	154,700	909	～	871	
40 接客・給仕の職業	188,533	～	171,700	885	～	850	
41 居住施設・ビルの管理	—	～	—	—	～	—	
F 保安の職業	—	～	—	—	～	—	175,000
G 農林漁業の職業	214,039	～	180,910	933	～	883	197,500
H 生産工程の職業	233,992	～	172,891	966	～	867	196,667
50 生産設備（金属を除く）	235,000	～	195,000	—	～	—	
52 金属材料製造等	251,547	～	185,190	950	～	830	
54 製品製造・加工処理	213,484	～	165,393	954	～	859	
60 機械整備・修理の職業	265,460	～	169,580	1,000	～	820	
62 製品検査（金属を除く）	219,250	～	169,000	1,150	～	1,100	
63 機械検査の職業	—	～	—	—	～	—	
64 生産関連・生産類似	254,333	～	175,333	—	～	—	
I 輸送・機械運転の職業	304,812	～	227,658	956	～	880	214,348
66 自動車運転の職業	336,818	～	239,120	962	～	877	
69 定置・建設機械運転	309,510	～	241,663	—	～	—	
J 建設・採掘の職業	299,355	～	205,286	1,200	～	900	225,000
70 建設躯体工事の職業	390,883	～	233,500	1,200	～	900	
71 建設の職業	275,000	～	200,000	—	～	—	
72 電気工事の職業	259,060	～	189,830	—	～	—	
73 土木の職業	293,473	～	204,173	—	～	—	
K 運搬・清掃等の職業	240,583	～	187,342	990	～	930	187,143
75 運搬の職業	251,936	～	188,769	1,103	～	982	
76 清掃の職業	179,450	～	166,250	962	～	932	
77 包装の職業	—	～	—	970	～	960	
78 その他の運搬等の職業	244,950	～	201,300	864	～	836	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワークさぬき

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	248,687	～	184,937	1,093	～	938	188,750
A 管理的職業	300,000	～	180,000	—	～	—	—
B 専門的・技術的職業	281,817	～	209,974	1,301	～	1,153	198,333
07開発技術者	300,000	～	216,667	—	～	—	—
08製造技術者	282,800	～	237,600	1,200	～	1,000	—
09建築・土木技術者等	348,125	～	231,625	—	～	—	—
12医師・薬剤師等	458,333	～	375,000	—	～	—	—
13保健師・助産師・看護師	240,300	～	197,850	1,375	～	1,217	—
14医療技術者	287,500	～	195,000	1,375	～	1,125	—
16社会福祉の専門的職業	212,567	～	171,417	1,201	～	1,155	—
C 事務的職業	207,167	～	165,417	980	～	856	176,667
25一般事務員	198,875	～	158,125	990	～	858	—
26会計事務員	175,000	～	160,000	880	～	840	—
28営業・販売関連事務員	—	～	—	1,000	～	850	—
D 販売の職業	273,112	～	207,352	977	～	883	199,167
32商品販売の職業	247,857	～	195,357	977	～	883	—
34営業の職業	305,255	～	222,618	—	～	—	—
E サービスの職業	211,553	～	158,464	1,138	～	927	188,571
36介護サービスの職業	212,339	～	165,886	1,226	～	961	—
37保健医療サービス	235,000	～	165,000	—	～	—	—
39飲食物の調理の職業	195,720	～	133,250	987	～	878	—
40接客・給仕の職業	150,000	～	150,000	873	～	848	—
41居住施設・ビルの管理	—	～	—	—	～	—	—
F 保安の職業	—	～	—	—	～	—	—
G 農林漁業の職業	212,267	～	166,933	—	～	—	140,000
H 生産工程の職業	234,584	～	168,886	943	～	862	172,222
50生産設備（金属を除く）	—	～	—	—	～	—	—
52金属材料製造等	235,286	～	175,971	975	～	925	—
54製品製造・加工処理	214,303	～	155,521	905	～	850	—
60機械整備・修理の職業	262,500	～	185,000	—	～	—	—
62製品検査（金属を除く）	—	～	—	—	～	—	—
63機械検査の職業	—	～	—	—	～	—	—
64生産関連・生産類似	272,000	～	190,750	950	～	820	—
I 輸送・機械運転の職業	292,500	～	192,650	—	～	—	243,000
66自動車運転の職業	273,333	～	173,533	—	～	—	—
69定置・建設機械運転	350,000	～	250,000	—	～	—	—
J 建設・採掘の職業	283,613	～	194,306	1,300	～	850	210,000
70建設躯体工事の職業	—	～	—	—	～	—	—
71建設の職業	355,500	～	198,800	—	～	—	—
72電気工事の職業	—	～	—	—	～	—	—
73土木の職業	259,650	～	192,808	1,300	～	850	—
K 運搬・清掃等の職業	214,251	～	176,879	901	～	851	163,846
75運搬の職業	238,333	～	175,000	950	～	890	—
76清掃の職業	202,210	～	177,818	820	～	820	—
77包装の職業	—	～	—	—	～	—	—
78その他の運搬等の職業	—	～	—	898	～	840	—

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2021年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	242,162	～	185,130	1,075	～	952	185,250
A 管理的職業	-	～	-	-	～	-	150,000
B 専門的・技術的職業	281,711	～	215,482	1,444	～	1,210	250,000
07開発技術者	-	～	-	-	～	-	
08製造技術者	266,667	～	222,750	-	～	-	
09建築・土木技術者等	389,025	～	282,775	-	～	-	
12医師、薬剤師等	318,600	～	225,900	-	～	-	
13保健師、助産師、看護師	290,658	～	196,938	1,482	～	1,233	
14医療技術者	240,440	～	189,680	-	～	-	
16社会福祉の専門的職業	192,460	～	181,328	1,100	～	1,000	
C 事務的職業	184,011	～	151,744	917	～	842	192,000
25一般事務員	161,850	～	146,783	834	～	834	
26会計事務員	-	～	-	-	～	-	
28営業・販売関連事務員	242,500	～	162,500	1,000	～	850	
D 販売の職業	226,100	～	188,300	943	～	910	145,000
32商品販売の職業	190,250	～	165,750	943	～	910	
34営業の職業	250,000	～	203,333	-	～	-	
E サービスの職業	190,434	～	156,460	1,020	～	904	206,667
36介護サービスの職業	213,268	～	153,997	1,095	～	951	
37保健医療サービス	215,733	～	147,400	1,320	～	970	
39飲食物の調理の職業	170,000	～	142,500	1,063	～	875	
40接客・給仕の職業	-	～	-	1,163	～	860	
41居住施設・ビルの管理	-	～	-	-	～	-	
F 保安の職業	-	～	-	-	～	-	-
G 農林漁業の職業	180,000	～	145,000	-	～	-	-
H 生産工程の職業	226,654	～	162,405	968	～	853	204,000
50生産設備（金属を除く）	-	～	-	-	～	-	
52金属材料製造等	251,000	～	171,000	-	～	-	
54製品製造・加工処理	203,258	～	155,765	968	～	853	
60機械整備・修理の職業	254,778	～	171,576	-	～	-	
62製品検査（金属を除く）	-	～	-	-	～	-	
63機械検査の職業	-	～	-	-	～	-	
64生産関連・生産類似	-	～	-	-	～	-	
I 輸送・機械運転の職業	273,850	～	218,750	-	～	-	250,000
66自動車運転の職業	273,850	～	218,750	-	～	-	
69定置・建設機械運転	-	～	-	-	～	-	
J 建設・採掘の職業	299,371	～	201,914	-	～	-	250,000
70建設躯体工事の職業	-	～	-	-	～	-	
71建設の職業	220,000	～	176,000	-	～	-	
72電気工事の職業	-	～	-	-	～	-	
73土木の職業	312,600	～	206,233	-	～	-	
K 運搬・清掃等の職業	224,725	～	186,875	946	～	895	155,000
75運搬の職業	198,000	～	151,000	850	～	850	
76清掃の職業	233,633	～	198,833	1,050	～	955	
77包装の職業	-	～	-	880	～	850	
78その他の運搬等の職業	-	～	-	820	～	820	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。